

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きに當る日は翌日)

目 次

解除予定の保安林

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の適否の決定 (七件)

土地地区画整理法による換地処分

開発行為に関する工事の完了 (二件)

鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

◇教委告示
◇公 告

行政書士試験の合格者

告 示

鳥取県告示第九百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示

する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三条第四項後段の規定による青木団地第二土地区画整理事業の施行地区（第二工区）の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域（昭和五十三年四月二十六日現在の地番による。）
--------------------	------------------------------

永 江

青木字櫻ノ前八三の二、八三の三、八四の二、八五の二、
八六の二、九三の三、九四から九九まで及びこれらと一体を
なす国有地、青木字新宮一七六、一七七、一七八の一、一七
八の一、一七九の一、一八五から一九一まで、一九七、一九
八の一、一九八の二、一九九、二〇〇の一、二〇〇の二、二
〇一、二〇一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇
二の一及び二〇四の二と一体をなす国有地の一部、青木字上
ノ谷五九一の一、六〇六から六一〇まで及びこれらと一体を
なす国有地並びに五九一の一、五九一の三、六〇四及び六〇
六と一体をなす国有地の一部、青木字中山六一一、六一二、
六一三の一、六一四の一、六一五の一、六一五の二、六一六
から六三三まで、六三四の二、六五五の二、六五九の一、六
五九の二、六六〇の二から六六〇の三まで、六六一、六六
二、六六三の一、六六三の二、六六四から六六七まで、六六
八の一から六六八の三まで及びこれらと一体をなす国有地並

青木字中山	青木字新宮	青木字榎ノ前	青木字三崎谷平、青木字長窪田、青木字羽森峯の全域並びに青木字城下の全域	青木字榎ノ前	青木字榎ノ前、青木字三崎谷平の全域、青木字長窪田の全域、青木字羽森の全域、青木字城下の全域	青木字新宮	青木字新宮のうち一七六、一七七、一七八の一、一七八の二、一七九の一、一八五から一九一まで、一九七、一九八の一、一九八の二、一九九、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇一、二〇二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	青木字上ノ谷	青木字上ノ谷のうち五九一の一、六〇六から六一〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五九一の一、五九一の三、六〇四及び六〇六と一体をなす国有地の一部以外の区域
-------	-------	--------	-------------------------------------	--------	---	-------	---	--------	---

青木字中山	青木字新宮	青木字榎ノ前	青木字三崎谷平、青木字長窪田、青木字羽森峯の全域並びに青木字城下の全域	青木字上ノ谷	青木字新宮のうち一七六、一七七、一七八の一、一七八の二、一七九の一、一八五から一九一まで、一九七、一九八の一、一九八の二、一九九、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇一、二〇二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	青木字上ノ谷	青木字新宮のうち一七六、一七七、一七八の一、一七八の二、一七九の一、一八五から一九一まで、一九七、一九八の一、一九八の二、一九九、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇一、二〇二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	青木字中山	青木字中山のうち六一一、六一二、六一三の一、六一四の一、六一五の一、六一五の二、六一六から六三三まで、六三
-------	-------	--------	-------------------------------------	--------	---	--------	---	-------	---

鳥取県告示第九百四十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭

和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年十一月七日

解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字福原字馬瀬ノ上四二三の二(次の図に示す部分に限る。)、字上茶屋上四二五の二、四二五の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、米子市尚徳三ヶ堰土地改良区の定款の変更を昭和五十三年十一月二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十七号

昭和五十三年八月一日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(三山口地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土

地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第九十六条の二(第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する)。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年十一月七日

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十八号

昭和五十三年十月一日付けで赤崎町から申請のあつた土地改良(赤崎(向原)地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第九十六条の二(第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する)。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月八日から二十日間

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十九号

昭和五十三年九月二十六日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（洞川地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十号

昭和五十三年九月二十六日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（今吉地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十一号

昭和五十三年九月二十六日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（今吉地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年十一月八日から二十日間
縦覧に供する場所

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十三年十一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十二号

昭和五十三年九月二十六日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（紙屋地橋屋地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十三号

昭和五十三年八月三日付けで青谷町から申請のあつた土地改良（紙屋地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

二 縦覧に供する期間

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

鳥取県告示第九百五十四号

青木団地第二土地区画整理事業の施行地区（第二工区）の宅地について、昭和五十三年十月二十日換地処分を行つた旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年八月二十四日 鳥取県指令受米土維第七百四十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市富益町字新聞八

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市富益町一二〇番地一

代表取締役社長 法旨筆夫

鳥取県告示第九百五十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年五月六日 鳥取県指令受米土維第二百六十七号

二 開発区域の名称

米子市夜見町字新聞九

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東倉吉町五四番地三

協和開発有限会社

代表取締役 遠藤邦男

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第十四号**

昭和五十四年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集を次の要項によつて実施する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顯

昭和五十四年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

七 抽選の期日等

1 期 日 昭和五十三年十一月五日(火)九時

2 場 所 県立久松幼稚園

3 抽選方法 受付番号票と引き換えに、入園志願者が受付番号順に行なう。

一 募集園児数 約九十人

二 応募資格

昭和四十九年四月一日から昭和五十一年四月一日までに出生した幼児で、集団生活に適応できるもの。

三 応募期間及び受付時間

1 応募期間 昭和五十三年十一月一十八日(火)及び同月一十九日(水)

2 受付時間 每日十四時から十六時三十分まで

四 応募手続

1 入園志願者の保護者は、応募期間内に入園志願書を鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園(以下「県立久松幼稚園」といふ。)に提出しなければならない。

2 県立久松幼稚園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願書を受理したときは、入園志願者の保護者に受付番号票を交付するものとする。

五 入園志願書の交付

六 交付の期間及び時間

(1) 交付期間 昭和五十三年十一月十六日(木)から同月二十一日(

水)まで

昭和53年11月7日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(1) 交付時間 毎日八時三十分から十六時(土曜日は、十一時)まで

2 交付場所 県立久松幼稚園

六 入園許可の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園の許可を決定する。

谷口 博一	森本 政洋	中田 賴雄	久野 一裕	田中 進
山田 康子	西谷 節夫	尾崎 公義	米原 俊一	蓑原 伸二
潮 香津子	尾田 節子	山中 保	門脇 延賀	長谷川 敏
谷口 伸男	城戸 昭人	加美谷正毅	藤井 優子	宮本 一郎
林 茂生	杉川 正次	増田 正巳		